

## 歴史的コンテクストの中で古典を読むということ

—川合清隆『ルソーとジュネーヴ共和国—人民主権論の成立—』（名古屋大学出版会、2007年）をめぐって—

田 中 拓 道（新潟大学）

### 一 はじめに

約250年前に生きたルソー（1712－1778年）への関心は、現在でも衰えることを知らない。ここ10年間に世界で発刊されたルソー研究書は約400冊にもものほる（フランス国立図書館での調査）。政治哲学の分野でも、2006年にはJ. スコットによって、主要なルソー研究を編纂した全四巻の注解書が発刊されている<sup>(1)</sup>。

これらの研究によって、ルソーの思想の論理構造は解明が進んできた。一方その思想解釈をめぐっては、次のような困難がつきまどってきた。彼の思想が近代デモクラシーや人民主権の原理を徹底して突き詰めたものであればあるほど、その理念（理想）と現実との間に架橋しがたい距離が生まれ、それを現実政治に適用しようとするならば、容易に非民主主義的体制へと転化しかねない、という問題である。実際、18世紀末フランスでは、ルソーに影響を受けたと称するロベスピエールやサン＝ジュストらによって恐怖政治が展開された。19世紀を通じて、ルソーの思想は「ジャコバン主義」の源泉とされ、激しい毀誉褒貶にさらされた。

しかし近年では、こうしたルソー像を修正する重要な研究が進展している。ルソーの主要テキストを当時のジュネーヴ政治のコンテクストに位置づけ、それへの実践的介入として読み解こうとする研究である。こうしたアプローチは、ルソーの思想が現実政治にどう適用されたのかを、彼自身の言説によって判読するという新たな可能性を切り開く。その一方で、こうしたアプローチは、単なるテキストの内在的読解を越えて、当時の政治状況と（語彙・レトリックを含めた）テキストとの複雑な交錯関係を読み解くという、高度な方法上の技法を要請する。

以下ではこの二つの論点、すなわちルソー思想

の現実政治への適用可能性、政治思想史の解釈方法論という二点を軸として、本書の内容を検討する。

### 二 先行研究の状況

ルソーが『第一論文（学問・芸術論）』初版以降、著者名に「ジュネーヴ市民」と付していたことはよく知られている。彼が社交や華美を競う文明国フランスを嫌悪し、質実剛健な習俗を維持する（古き良き）ジュネーヴにアイデンティティを求めていたこと、彼のテキストが同時代ジュネーヴの政治状況に対する応答として読めることを指摘する研究が、近年進展してきた。

#### (1) 近年の研究潮流

ルソーとジュネーヴの関係を扱った研究は古くからある。ヴァレットはジュネーヴの知的・政治的環境がルソーの思想に与えた一般的影響を指摘したが [Vallette 1911]、スピंकやドラテはそうした影響を認めつつも、ルソーの思想が純粋な理論的構築物であり、現実のジュネーヴ国制とは対応しないと主張した [Spink 1934] [Derathé 1950]。

しかし近年では、こうした解釈を反駁する有力な研究が生み出されている。1971年に発刊されたロネの『ジャン＝ジャック・ルソー—政治的著述家（1712－1762年）』（第2版1989年）では、ジュネーヴの同時代人の書簡・手稿に遡った調査がなされ、ルソーがジュネーヴ政治に深く関わっていたこと、彼のテキストが特権的富裕層にたいする小ブルジョワジーの階級闘争を支援するものであったことが指摘された [Launay 1989]。

さらに1997年には、ローゼンブラットによって『ルソーとジュネーヴ—第一論文から社会契約論まで（1749－1762年）』という決定的研究が公刊される [Rosenblatt 1997]。この書は、18世紀

前半のジュネーヴの書籍・パンフレット・雑誌・書簡のみならず、ジュネーヴ政治・行政に関する一次資料を網羅的に検討し、次のことを明らかにした。すなわち、当時のジュネーヴ共和国が国際金融都市となり、一部の富裕層が貴族化して政治・行政権力を独占し、市民層（手工業者）と対立していたこと、ルソーはジュネーヴにおける商業化の進展に危機感を抱き、素朴な「徳」に基づく古典的共和主義の維持を追求していたこと、当時の自然法学者（グロティウスとプーフェンドルフを引き継ぐバルベイラック、ビュルラマキなど）が寡頭体制を擁護する正統思想となっており、ルソーの主要テキストはそれらを反駁する意図を持って執筆されたことである。

こうした研究状況を受け、日本では小林淑憲氏が、1990年代末から、ルソーとジュネーヴ人との書簡や当時のジュネーヴの「言説世界」を詳細に検討し、ルソーの主要テキストの政治的意味を読み解く一連の業績を発表している〔小林 1999; 2001; 2006〕。

## (2) 本書の位置づけ

ここで採り上げる川合清隆氏の『ルソーとジュネーヴ共和国—人民主権論の成立』（名古屋大学出版会、2007年）は、以上の研究状況を踏まえて執筆されたものである（ただし小林氏の業績には一切言及されていない。この点は後に触れる）<sup>(2)</sup>。本書は従来の研究に比べ、①ジュネーヴの国制・政治史を詳しく紹介し、②ルソーの後期の著作、すなわち『社会契約論』と『山の上からの手紙』をジュネーヴ政治史と関連づけて読解しようとした点に特徴がある。主に参照される資料は、ジュネーヴ史に関する二次研究書、ルソーの書簡集・全集テキスト、ルソーの主要二次研究書である。

## 三 ルソー思想の現実政治への適用

以下ではまず、(1) 当時のジュネーヴの政治状況にたいして、(2) 『社会契約論』を中心としたルソーの政体論が、(3) どのように適用されたのか、を中心に本書の概要を示す。

### (1) ジュネーヴの政治状況

本書のひとつの特徴は、18世紀ジュネーヴ共和

国の国制・政治状況が詳述されることである（1章、5章、終章）。当時のジュネーヴ共和国は四つの身分から成っていた（古参市民（citoyen）、新市民（bourgeois）、居住民（habitant）、出生民（natif）<sup>(3)</sup>）。このうち前二者が市民権を有し、総会のメンバーとなる。人口の大部分を占める後二者は政治的な無権利状態に放置されていた。附言すれば、ルソーは前二者のみを「人民」とする当時の用法を踏襲しており、無権利者の存在を考慮しなかった（65）。名目上は主権が総会に属する共和国であったが、実際には17世紀以降、市民の一部が門閥貴族（patricia）化し、総会の上位に200人議会や25人の参事会を置いて寡頭政治を行っていた。

18世紀初頭から、租税や小麦価格の値上げを契機として、門閥貴族の支配する参事会と、市民階級を代表する総会のどちらが主権を有するのかをめぐる政治闘争が繰り広げられる。ルソーのテキストと直接関わるのは、1734-38年の闘争を経て、フランスの調停により作成された文書「調停決定（*Règlement de l'illustre Médiation*）」である。この闘争で、市民側は総会の定期開催、総会による立法提案権・法の修正権を要求した。一方貴族側は、グロティウス、プーフェンドルフ、バルベイラックら大陸自然法学を引き継ぐビュルラマキを味方につけ、ジュネーヴは総会・200人議会・参事会に主権が分有された「混合政体」であること、立法の発議権は参事会・200人議会が有すること、総会は参事会の承認を経て開催されることを主張した。「調停決定」は、総会が主権を持つことを名目上認めつつも、実際には現体制を維持するという折衷の内容であった。

### (2) ルソーの政体論

本書において、ルソーのテキストは、上記の不安定な政治状況への介入として読解される。その特徴は、これまでのルソー研究で重視されてきた社会契約論や人民主権論にとどまらず（これらが大陸自然法学への理論的反駁であったことは先行研究で指摘されている）、立法過程と政体論に大きな比重が置かれていることである（3章、7章）。

まず本書では、政体論につき次の指摘がなされる(59-61)。<sup>①</sup>ルソーの政体論は、伝統的な主権者の数による分類ではなく、為政者の数による分類である。<sup>②</sup>主権=立法権の担い手は人民であり、人民主権に基づかない国家は正当性を持たない。<sup>③</sup>一方執政権を担う政府の形態として、直接民主政が否定され、君主政・貴族政が許容される(181)。とりわけ選挙貴族政が「最も優れた政体」とされる(60)。

第7章では『社会契約論』の論理構造の精緻な分析がなされている。ここでは立法過程に関する論点を採り上げる。<sup>①</sup>主権者である人民は法を起草する能力を持たない(立法者論)。<sup>②</sup>人民主権とは、法の批准が定期的な人民集会によってなされることである(代議制批判)。<sup>③</sup>人民集会が全会一致である必要はない。法案の重要度にしたがって、全会一致から単純多数決まで、決められた比率で決議される。

### (3) ルソーの政治的介入

ルソーのジュネーヴ政治への介入は、以上の思想と呼応して行われた(4章、6章)。

#### 1) 「献辞」(1754年)

ルソーが『人間不平等起源論』に付したジュネーヴ共和国への「献辞」は、長らく謎であった。一般に寡頭支配とされる当時のジュネーヴ共和国を口を極めて賞賛しているように見えるからである。先に挙げたスピנקは、それをジュネーヴにたいするルソーの無知と思い込みの表れと解釈し[Spink 1934: 87]、ヴァレットは為政者への媚びへつらいと解釈した[Valette 1911: 88]。

川合氏によれば、この文書からは次のようなジュネーヴ観が読み取れる(88-101)。<sup>①</sup>ジュネーヴでは「賢明に抑制された民主政(démocratie sage et tempérée)」が実現されている。<sup>②</sup>具体的には、市民が直接立法を発議せず、参事会が立法発議権を有し、総会はそれを批准する権限のみを有する。<sup>③</sup>純粋な直接民主政はうまく機能せず、暴力的革命運動は否定されるべきである。<sup>④</sup>以上を踏まえ、現存する中でジュネーヴの政体は最も理想に近い。ルソーは「祖国の存続」を願う気持ちから、そう判断してジュネーヴを賞賛した。

#### 2) 『山の上からの手紙』(1764年)

こうしたジュネーヴ観は、『社会契約論』(1762年)がジュネーヴ政府によって禁止された後の反駁書『山の上からの手紙』でも、部分的な修正を経て繰り返される。従来の研究であまり検討されてこなかった『手紙』を詳細に検討したことも、本書の貢献である。そこではおよそ以下の点が明らかにされる。

<sup>①</sup>立法の発議権は参事会・200人議会にあり、総会は法の修正・執行監視権を有する。<sup>②</sup>人民主権を具体化するのには、総会での(法の修正・執行監視を意味する)「意見提出権」である。<sup>③</sup>「意見提出権」を制約する条項は、総会主権に反しており誤っている。

著者によれば、ルソーは『山の上からの手紙』で参事会の寡頭支配を批判し、総会=人民主権を繰り返し主張した。にもかかわらず、現体制を「それ自体では完全ではないが相対的には完全な」「人間が作る国家としては理想に近いもの」と見なした(151)。こうした態度はルソーが自らの思想を現実に適用する際の「柔軟」さを示しており、その背後には彼の「遵法精神」「非暴力主義」があった、という(145, 151)。

以上のように、川合氏の著作は、先行研究と問題関心を共有しながらも、幾つかの点で新しい解釈を披瀝している。<sup>①</sup>ルソーの思想では、立法権と執政権が峻別されるため、執政府の形態は君主政・貴族政のいずれでも良く、選挙貴族政が最高の政体である。<sup>②</sup>ルソーは1754年の時点で、ジュネーヴ共和国の内実を知悉した上で、その政体を自らの理想の現実態(人民が法の批准・修正権を握りつつも、法の発議と執行は「選挙貴族政」に委ねられる、という「穏健な民主政」)に近いと判断した。<sup>③</sup>ルソーの思想はラディカルであるが、現実には革命を忌避する穏健な遵法主義者であり、平和主義者・非暴力主義者である。

このうち<sup>①</sup>ルソーの思想の立法論・政体論が詳しく検討され、現実のジュネーヴ共和国への適用可能性が示された点は、本書の重要な貢献である。他方<sup>②③</sup>については、議論の余地が残る。どの先

行研究を参照しても、当時総会主権が実現していたとは言いがたく、ルソーの「賞賛」を文意のままに受け取れるか疑問が残るからである。こうした問題点は、政治状況への介入を意図して書かれたテキストを、どのように著者の思想内容と関連させて読み解くのか、という政治思想史の方法上の問題を惹起する。

#### 四 政治思想史方法論

##### (1) 「献辞」をどう読解するか

ルソーが1754年に付記した「献辞」は、失った市民権を取り戻してジュネーヴに永住するという意図とともに執筆された。前もって参事会の反応を考慮し、市民層リーダーのド・リュックに相談の上、一字一句の修正に腐心した、と指摘されている。こうした「献辞」の内容は、どの程度ルソーの本心を表現していたのであろうか。

そもそもルソーは当時のジュネーヴ政体を、どこまで具体的に把握していたのであろうか。川合氏は、それに無知であったとするスピנקを批判し、「ルソーがドリュックと相談して「献辞」を仕上げたときは…「1738年の布告」の問題点はすべて承知していた」と断言している(87)。しかし小林氏の研究によれば、「『献辞』を書いた時点でルソーは、1738年の『調停布告』において主権が総会に帰属すると明確に規定されてはいなかったことをおそらく知らなかった」という[小林 1999: 241]。実際1763年10月25日のド・リュック宛ての手紙の中で、ルソーは「私はあなたがたの共和国の政体を研究したことはありません」と述べている(238)。

いずれにせよ、ルソーが当時のジュネーヴ政体について細部まで知悉した上で、本心から「最も理想に近い」と賞賛したのかどうか、本書の記述からは判断しがたい。後述するように、一見彼の思想と矛盾するような(身振り)を演じること自体に、彼なりの状況判断と政治的意図があったのではなかろうか。

##### (2) ルソーにおける思想と実践の「乖離」

他方、川合氏はルソーの思想と実践に大きな乖離があることを認めている。ルソーにおける「理

論と実際とは次元を異にする二つの事柄」(216)であり、「乖離があるという点での統一は常に取れている」(98)と。その説明として挙げられるのが、すでに指摘したルソーの「遵法精神」であり「非暴力主義」である。彼は大国に囲まれた小国ジュネーヴが内乱によって滅亡しないようにとの「愛国心」から、「現状維持の保守的態度」を選択した、という(93)。

しかしこれは説得力に乏しい説明である。そもそもそうした状況判断が思想に優先するのであれば、彼の思想テキストを政治状況と関連づけて読む意味はあまりなくなる。また「非暴力主義」という政治信条が、他の思想体系とどのような関係にあるのかも十分説明されていない。

ルソーの思想とジュネーヴ共和国への態度との間に、より内在的な対応を見いだすことはできないのであろうか。ローゼンブラットのように、ルソーの立場は常に穏健な改革市民層の側にあり、彼のテキストは一貫して政府批判を意図して執筆された、と捉えるのも一つである[Rosenblatt 1997: 289]。

もう一つの可能性は、ルソーがあえて党派対立の「和解」を奨励し、両者に原理的なテキストを提示し続けた点に、彼の思想との一貫性が見いだせる、という解釈である。たとえば小林氏は、ルソーがジュネーヴの「外部」から政府・市民層の両者に抽象的・原理的テキストを提示することで、特定の「党派」への肩入れを拒絶し、共和国の一体性・単一性を保持しようとしたのではないかと指摘している[小林 2001; 2006]。(これは「平和主義」「非暴力主義」という政治信条による説明と同一ではない)。

評者にはこれらのうちどの解釈が正しいのかを判別する能力はない。一般的に言えば、政治的な緊張状態の中で書かれたテキストを読解するには、その文面上の意味以上に、語彙・レトリック・スタイルがもたらす政治的効果について、著者がどのような状況判断の下に、どのような予測を行い、どのような帰結を意図していたのかを、一つ一つ精密に跡づける必要があるはずである。さらにそうした意図を、著者の思想体系と関連づ

ける何らかの方法上の工夫が必要である。

翻ってみれば、川合氏の著作には二系列の方法が並存している。ひとつは、前著『ルソーの啓蒙哲学』（名古屋大学出版会、2002年）から引き継がれ、本書では自然法・社会契約思想の系譜上にルソーを位置づけたドラテの方法に依拠して展開される、テキストの内在的な論理構造の分析という伝統的思想史の方法である。もうひとつは、スキナーの影響を受けたローゼンブラットによって展開された、同時代ジュネーヴの政治・言説の史的コンテキストの中でルソーのテキストを読解する、という方法である。

本書では、この二つの方法が並存したまま論述が進められ、ところどころで両者の「乖離」が顕在化する。ルソーの「非暴力主義」「遵法精神」とは、内在的な思想分析から導かれたというよりも、両者を縫合するために呼び出された便宜的概念である。二つの論述を統合するには、さらなる方法上の工夫が必要であった。

## 五 おわりに

これまで評者は様々な疑問を交えて本書の内容を検討してきた。とはいえ、本書が著者による長年の研究の成果であり、評者自身ルソーの人民主権論や政体論について、ジュネーヴ政治とルソーとの関連について、多くを学んだことに変わりはない。附言すれば、評者はルソーの専門家ではなく、18世紀政治思想史の専門家ですらない。誤解や誤読があったとすれば、すべて評者の責任であり、率直にお詫び申し上げたい。本書の公刊を機に、ルソーの思想体系の現実政治への適用可能性について、政治思想史の解釈方法論について、専門家同士のさらなる議論が深まることを期待したい<sup>(4)</sup>。

## 注

- (1) John T. Scott ed., *Jean-Jacques Rousseau: Critical Assessments of Leading Political Philosophers*, 4 vol., London and New York, Routledge, 2006.
- (2) 以下本書からの引用の頁数は（ ）で示す。
- (3) これに服従民 (sujets) を入れて5つとする研究もある [Launay 1989: 34] [小林 2001: 97]。

- (4) 本文で記したように、評者には川合氏の著書と小林氏の研究は、相互に補い合うように見える。たとえば本書で余り触れられていない古典的共和主義と商業との関係、『人間不平等起源論』とジュネーヴ政治との関係、大陸自然法学者とルソーとの思想対決、公民宗教論について、小林氏は既に研究を公表している。これらとの対話を含めたならば、本書の内容はさらに充実したものとなったように思われる。

## 引用文献

- Derathé, Robert, 1950, *Jean-Jacques Rousseau et la science politique de son temps*, Paris, Presses Universitaires de France (西嶋法友訳『ルソーとその時代の政治学』九州大学出版会、1986年)。
- 小林淑憲, 1999, 「ジュネーヴの『公的世界』とルソー (1) (2・完)」, 『東京都立大学法学会雑誌』 39巻2号, 203-243頁, 40巻1号, 389-401頁。
- , 2001, 「内乱後のジュネーヴ共和国と『社会契約論』」, 『政治思想研究』 1号, 95-112頁。
- , 2006, 「『人間不平等起源論』とジュネーヴ共和国との関連についての一考察」, 『季刊北海学園大学経済論集』 54巻2号, 15-41頁。
- Launay, Michel, 1989, *Jean-Jacques Rousseau, écrivain politique (1712-1762)*, 2<sup>e</sup> éd., Paris, Slatkin.
- Rosenblatt, Helena, 1997, *Rousseau and Geneva: from First Discours to the Social Contract, 1749-1762*, Cambridge, Cambridge University Press.
- Spink, J. -S., 1934, *Jean-Jacques Rousseau et Genève*, Paris.
- Vallette, Gaspard, 1911, *Jean-Jacques Rousseau Genevois*, Paris.